

令和4年11月26日

各保険薬局 様

岩手県薬剤師会
医療安全推進委員会
委員長 奥 尚

注射針回収事業の注事事項について（連絡）

拝啓 向寒の候、貴社ますますご繁栄の事とお喜び申し上げます。

平素は格段のご厚情を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、岩手県薬剤師会では、感染の可能性がある使用済み注射針がゴミ収集時に清掃員の身体に刺さってしまうという事故が発生していることから、使用済み注射針回収事業を実施していますが、最近、動物に使用した注射針を保険薬局に持ち込まれた事例が報告されています。

つきましては、動物用注射針の取り扱いについてご注意いただき、適切な対応となるようお願い申し上げます。

記

動物用注射針の取り扱い

保険薬局での回収はインスリン等の人為的な医療用廃棄物のみであり、動物用注射針は産業廃棄物として、その回収は別の廃棄事業の契約が必要になり有料扱いとなります。

動物用注射針の廃棄については、処方された動物病院への返却、相談していただきますようご対応をお願いします。